

[様式2]

国緑6第 号  
令和6年7月 日

申 請 者 あて

公益社団法人 国土緑化推進機構  
理事長 濱田 純一

令和6年度「緑と水の森林ファンド」公募事業の助成決定について（通知）

過日、提出のありました助成申請書について、下記のとおり採択となりましたので通知します。  
なお、事業の実行に当たっては、下記事項に留意の上、適切に実施して下さい。

記

1 事業名

（事業区分： 助成決定番号： ）

2 助成金決定額 千円（別紙支出内訳のとおり）

3 留意事項

- (1) 助成金決定額通知後、事業を中止する場合は当機構に速やかに連絡して下さい。  
また、「事業の内容」及び「自己資金」等に変更がある場合には、変更計画（申請書を変更する事項・理由などを記載したもの）を〔任意様式〕により作成し承認を受けて下さい。
- (2) 事業の実行において、支出予算合計額（助成金決定額＋自己資金等（変更があった場合は承認後の額））の20%を超える減少が見込まれるときは、速やかに当機構の承認を受けて下さい。
- (3) 事業の実行に当たっては、実施に際して使用するパンフレット、チラシ、報告書等に、またイベントやシンポジウムなどを開催する場合はその会場内等に、「緑と水の森林ファンド」助成事業である旨を必ず表示して下さい。  
また、事業実施に伴っては事前に放送・報道機関等に情報提供を行うなど、「国民参加の森林づくり」運動の普及や「緑の募金」にご協力下さい。
- (4) 事業期間は、令和7年6月30日までとします。
- (5) 事業が完了次第、2ヶ月以内に「様式3」実績報告書を提出して下さい。  
同報告書の提出に当たっては、領収書（明細書を含む。）の添付が必要です。  
また、事業実施状況が確認できる写真、パンフレット、チラシ等を添付して下さい。  
さらに、事業の類型が普及啓発、活動基盤整備、国際交流の場合は要約文（A4版1枚：〔別紙2〕報告要旨参照。）を、調査研究の場合は調査報告書及びその要約版（A4版2枚程度）を提出して下さい。
- (6) 事前の連絡無く期限内に報告書の提出がない場合は、助成決定を取り消すことがあります。
- (7) 助成金を他の用途に使用したり、助成決定の内容又は前記の事項に違反したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことがあります。